

安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）について

人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方創生の推進により地方を活性化するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、令和3年度より「第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めてきたところです。

国は、デジタルの加速化など社会情勢が大きく変化してきていることを背景に、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を閣議決定しました。町においても現行総合戦略を見直し、令和5年度から令和9年度の5か年を計画期間とする安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を進めていることから、本計画（案）について、パブリック・コメントを実施します。

意見募集の対象

安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）

公開する資料と閲覧方法等

- ①公開する資料 安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）および概要
- ②資料の閲覧方法 ・政策推進課政策推進グループ（総合庁舎）および住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。
・町ホームページに掲載しています（ご覧になれない方は、政策推進課政策推進グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします）。

意見の提出方法および場所

以下①～④のいずれかの方法で提出してください。提案書（意見記入票）と同様の項目を記述している場合は、任意による書面で構いません。

- ①持参の場合 政策推進課政策推進グループ（総合庁舎）、住民サービス課（住民サービスグループ（総合支所））へ提出してください。
- ②郵送の場合 〒059-1595 安平町早来大町95番地
安平町役場 政策推進課政策推進グループ宛に送付してください。
- ③FAXの場合 提案書を政策推進課政策推進グループ（FAX②2026）に送信してください。
- ④メールの場合 提案書を添付もしくはメール本文により送信してください。
kikaku@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、電話による意見は受け付けしません。

募集期間

11月20日(月)～12月3日(日) 17時15分まで

対象者

- ①町内に居住、通学または通勤している個人
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、総合庁舎および総合支所（窓口）、町ホームページで公表します。

その他

提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせするための住所、名前、連絡先を必ず記載してください。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎②2751